

報告第 7 号

健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく健全化判断比率を、別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 1 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

記

(%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (1 2 . 7 7)	— (1 7 . 7 7)	6 . 7 (2 5 . 0)	8 . 3 (3 5 0 . 0)

※ 括弧内の数値は、早期健全化基準である。